

中津市上下水道事業 広報誌

2020.3/1
No.13

すいどろ

水道情報

(平成31年3月31日現在)

| | |
|------|----------|
| 総人口 | 83,969人 |
| 世帯数 | 39,559世帯 |
| 給水人口 | 69,114人 |
| 給水世帯 | 29,586世帯 |



『いつものむ いつもの水に 日々感謝』

第61回 水道週間スローガン



1. 上水道の料金

| 区分 | 基準 | 基本料金 | | | 超過料金 | | |
|-----|-----|-----------------------------|---------------------|----------|-----------------------------------|---------------------|------|
| | | メーター口径 | 水量 | 料金 | 区分 | 水量 | 料金 |
| 一般用 | 1ヶ月 | 13mm | 8m ³ | 1,158円 | 9m ³ ~15m ³ | 1m ³ につき | 168円 |
| | | 20mm | 20m ³ | 3,414円 | 16m ³ 以上 | 1m ³ につき | 216円 |
| | | ※その他、メーター口径別に基本水量が定められています。 | | | 21m ³ 以上 | 1m ³ につき | 216円 |
| 浴場用 | 1ヶ月 | — | 100m ³ | 8,767円 | — | 1m ³ につき | 126円 |
| 工場用 | 1ヶ月 | — | 1,000m ³ | 169,270円 | — | 1m ³ につき | 220円 |
| 特殊用 | 1回 | — | 10m ³ | 4,880円 | — | 1m ³ につき | 493円 |

※上記料金に、消費税相当額を加えたものを水道料金といたします。

※一般用の料金については、メーター口径による最低責任使用量（基本水量）が定められており、最低責任使用量以下の場合は、最低責任使用量に相当する料金を徴収いたします。

水道料金早見表（口径13mm、一般家庭用の場合、消費税10%込）

| 使用量 m ³ | 料 金 円 | 使用量 m ³ | 料 金 円 | 使用量 m ³ | 料 金 円 | 使用量 m ³ | 料 金 円 | 使用量 m ³ | 料 金 円 |
|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|-----------------------|----------|
| 0~8 | 1,273 | 16 | 2,805 | 24 | 4,705 | 32 | 6,606 | 40 | 8,507 |
| 9 | 1,458 | 17 | 3,042 | 25 | 4,943 | 33 | 6,844 | 41 | 8,745 |
| 10 | 1,643 | 18 | 3,280 | 26 | 5,181 | 34 | 7,081 | 42 | 8,982 |
| 11 | 1,828 | 19 | 3,517 | 27 | 5,418 | 35 | 7,319 | 43 | 9,220 |
| 12 | 2,013 | 20 | 3,755 | 28 | 5,656 | 36 | 7,557 | 44 | 9,457 |
| 13 | 2,197 | 21 | 3,993 | 29 | 5,893 | 37 | 7,794 | 45 | 9,695 |
| 14 | 2,382 | 22 | 4,230 | 30 | 6,131 | 38 | 8,032 | 46 | 9,933 |
| 15 | 2,567 | 23 | 4,468 | 31 | 6,369 | 39 | 8,269 | 47 | 10,170 |

旧簡易水道料金改定表(平成29年3月31日以前に簡易水道に加入された方)

※簡易水道の経営統合前（平成29年3月31日以前）に加入された方には、急激な水道料金の負担増を避けるため、5年間の激変緩和措置を行っており、令和2年度は4年目となります。

| | 1~3年目 (平成29~31年度) | 4・5年目 (令和2・3年度) | 6年目以降 (令和4年度~) |
|---------------|----------------------|--------------------|-------------------|
| 基本水量 | 10m ³ | 8m ³ | 8m ³ |
| 基本料金 | 1,000円 | 1,079円 | 1,158円 |
| 加算水量 及び加算額 | 9~15m ³ | 120円 | 168円 |
| | 16m ³ ~ | | 216円 |

※上記の金額に、消費税相当額を加えたものを水道料金といたします。

2. 上水道の分担金

※分担金は、新規加入や既存のメーター口径を大きくする場合に申込者にご負担いただくものです。

具体的には下表のようになっています。

(消費税10%込)

| 口径 | 区分 | 単位 | 新設工事 | 改造工事 |
|-------|----|----|-------------|--|
| 13mm | | 個 | 49,500円 | 改造により、新設されたメーター口径に対応する額と改造前の口径に対応する額との差額 (例) 口径13mmを口径20mmに変更する場合 20mmは99,000円…(D) 13mmは49,500円…(E) 納入していただく金額は、 (D) - (E) = 49,500円になります。 |
| 20mm | | 個 | 99,000円 | |
| 25mm | | 個 | 148,500円 | |
| 40mm | | 個 | 495,000円 | |
| 50mm | | 個 | 891,000円 | |
| 75mm | | 個 | 2,475,000円 | |
| 100mm | | 個 | 4,950,000円 | |
| 150mm | | 個 | 13,612,500円 | |
| 200mm | | 個 | 管理者が定める額 | |

※既に納めていただいた分担金は、新設工事・改造工事の申込みを取り消した場合以外は、還付いたしません。

良質で安全な水をお届けしています

中津市上下水道事業では、良質で安全な水をお届けするため、水道法に基づき水質検査を実施しています。令和元年11月に実施した水質検査結果は、下表のとおり全ての項目で水道法に定められた水質基準を満たしています。これからもより良質な水道水の供給に努めてまいります。

尚、その他の水質検査結果につきましては中津市ホームページに掲載しています。(水道課浄水係 ☎24-1237)

| 項目名 | 基準値と単位 | 中津市の水道水 | 備考 |
|--------------------|--------------|---------------|---------|
| 1 一般細菌 | 100個/ml以下 | 0個/ml | 細菌 |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | 検出されない | |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.003mg/l以下 | 0.0003mg/l未滿 | |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/l以下 | 0.00005mg/l未滿 | |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 8 六価クロム化合物 | 0.05mg/l以下 | 0.005mg/l未滿 | |
| 9 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/l以下 | 0.004mg/l未滿 | |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/l以下 | 0.2mg/l | 無機物・重金属 |
| 12 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/l以下 | 0.08mg/l未滿 | |
| 13 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/l以下 | 0.1mg/l未滿 | |
| 14 四塩化炭素 | 0.002mg/l以下 | 0.0002mg/l未滿 | |
| 15 1,4-ジオキサン | 0.05mg/l以下 | 0.005mg/l未滿 | |
| 16 ジクロロメタン | 0.02mg/l以下 | 0.002mg/l未滿 | |
| 17 テトラクロロエチレン | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 18 トリクロロエチレン | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 19 ベンゼン | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 20 塩素酸 | 0.6mg/l以下 | 0.06mg/l未滿 | |
| 21 クロロ酢酸 | 0.02mg/l以下 | 0.002mg/l未滿 | 消毒副生成物 |
| 22 クロロホルム | 0.06mg/l以下 | 0.011mg/l | |
| 23 ジクロロ酢酸 | 0.03mg/l以下 | 0.002mg/l未滿 | |
| 24 ジブロモクロロメタン | 0.1mg/l以下 | 0.001mg/l | |
| 25 臭素酸 | 0.01mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 26 総トリハロメタン | 0.1mg/l以下 | 0.017mg/l | |
| 27 トリクロロ酢酸 | 0.03mg/l以下 | 0.004mg/l | |
| 28 プロモジクロロメタン | 0.03mg/l以下 | 0.005mg/l | |
| 29 プロモホルム | 0.09mg/l以下 | 0.001mg/l未滿 | |
| 30 ホルムアルデヒド | 0.08mg/l以下 | 0.008mg/l未滿 | |

| 項目名 | 基準値と単位 | 中津市の水道水 | 備考 |
|----------------------|---------------|----------------|-------|
| 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/l以下 | 0.05mg/l未滿 | 色 |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/l以下 | 0.02mg/l | |
| 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/l以下 | 0.03mg/l未滿 | |
| 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/l以下 | 0.05mg/l未滿 | 味覚 |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/l以下 | 6.8mg/l | |
| 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/l以下 | 0.005mg/l未滿 | 色 |
| 38 塩化物イオン | 200mg/l以下 | 6.3mg/l | |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/l以下 | 37mg/l | 味覚 |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/l以下 | 77mg/l | |
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/l以下 | 0.02mg/l未滿 | 発泡 |
| 42 ジェオスミン | 0.00001mg/l以下 | 0.000001mg/l未滿 | |
| 43 2-メチルインボルネオール | 0.00001mg/l以下 | 0.000001mg/l未滿 | カビ臭 |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/l以下 | 0.002mg/l未滿 | |
| 45 フェノール類 | 0.005mg/l以下 | 0.0005mg/l未滿 | 臭気 |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/l以下 | 0.6mg/l | |
| 47 pH値 | 5.8以上8.6以下 | 7.6 | 基礎的性状 |
| 48 味 | 異常でないこと | 異常でない | |
| 49 臭気 | 異常でないこと | 異常でない | |
| 50 色度 | 5度以下 | 0.5度未滿 | |
| 51 濁度 | 2度以下 | 0.1度未滿 | |
| 52 残留塩素 | | 0.2mg/l遊離 | |

(採水場所 三口浄水場三口給水区)



平成30年度 水道事業の決算報告

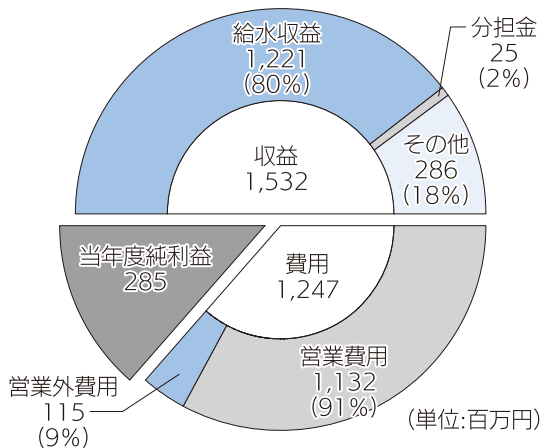
平成30年度の経営状況は、収益的収支では営業収益及び営業外収益を合わせて15億3,188万円(うち給水収益12億2,072万円)、営業費用及び営業外費用が12億4,738万円、差引2億8,450万円の純利益となっています。この利益については、今後の建設事業等の財源に活用していきます。

資本的収支では三口浄水場の更新工事などにより7億5,284万円の不足となりました。この不足額については、内部留保資金などで補っています。

今後も経営効率化を図るとともに、未給水世帯解消の事業等を実施し、安全で安定した給水に努めます。

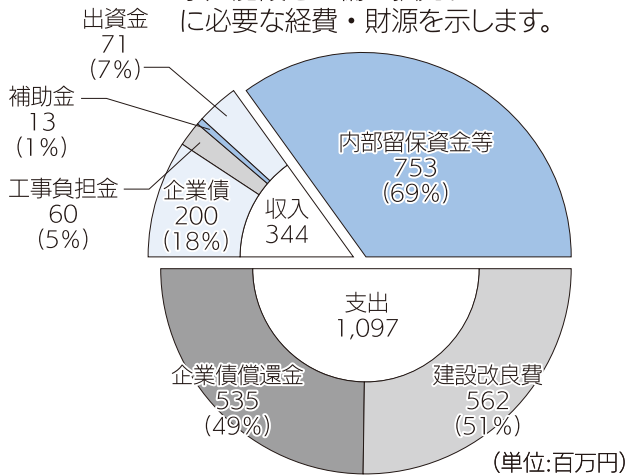
【収益的収支】(消費税を除く)

水道水を家庭に送るための費用とその財源を示します。



【資本的収支】(消費税を含む)

水道施設を整備・拡充するために必要な経費・財源を示します。



平成30年度 水道事業貸借対照表

(単位:百万円)

| | | | | | |
|--------|--------|------|-------|-------|-------|
| 固定資産合計 | 15,543 | 固定負債 | 5,299 | 資本金合計 | 6,088 |
| 有形固定資産 | 13,923 | 流動負債 | 735 | 剰余金合計 | 1,159 |
| 無形固定資産 | 1,620 | 繰延収益 | 3,833 | | |
| 流動資産 | 1,571 | | | | |
| 資産合計 | 17,114 | 負債合計 | 9,867 | 資本合計 | 7,247 |

「夏休み親子水道教室」



令和元年8月3日(出)に、夏休み親子水道教室を開催しました。

この水道教室は、8月1日～7日の「水の週間」に併せて、限りある水資源の大切さと水質保全の重要性を知っていただくために、平成17年度から実施し、今回で15回目の開催となります。

本年度は37名の親子が参加して、三口浄水場と耶馬溪ダムを見学し、昼食後は耶馬溪アクアパークでバナナボート体験をしました。



来年度も「夏休み親子水道教室」の開催を予定していますので、たくさんのご参加をお待ちしています。

「耶馬の森林植樹の集い」



令和元年11月23日(祝)に「耶馬の森林」育成協議会の主催で、第22回「耶馬の森林」植樹の集いが、耶馬溪アクアパークにおいて開催され、中津市や福岡県内の各地から約500名が参加し、もみじ・山桜の苗木約500本の植樹を行いました。

この集いは、山国川や耶馬溪ダムを水源として恩恵を受けている皆様と共生を図りつつ、一体となって「命を育む」水源「耶馬の森林」を守り、豊潤な「水」を安定的・継続的に供給するために開催されています。



上下水道事業職員も、この趣旨に賛同し毎年参加しています。

水道開栓・閉栓の届出について

水道の使用開始・使用中止・名義変更等の場合は届出が必要になります。

| 受付時間 | | |
|------|------|------------|
| 窓口受付 | 平日 | 8:30～19:00 |
| | 土日祝日 | |
| 電話受付 | 平日 | |
| | 土日祝日 | |

お問い合わせ先：
中津市上下水道お客さまセンター
☎24-1382

社名変更のお知らせ

中津市上下水道料金徴収等業務受託会社『株式会社タカダ（上下水道お客さまセンター）』は、令和2年2月1日より『株式会社 ファノバ（上下水道お客さまセンター）』に社名が変わりました。

これからも皆様のご期待に沿えるよう、全力で取り組んで参ります。

受託会社：株式会社ファノバ

※訪問させていただく業者は、中津市上下水道事業管理者中津市長が発行した「業務従事者証」を必ず携帯しています。ご不審に思われたときは、お手数ですが従事者証の提示をお求めください。



上下水道料金は「コンビニ」でも納付できます。

市が発行しました上下水道料金の納付書は、コンビニエンスストアでも納付が出来ます。平日は仕事などで納付が難しかった人も、休日・夜間を気にせずに納付することが出来ます。お気軽にご利用ください。

注意 こんなときはコンビニを利用できません。

- コンビニ取扱期限を過ぎている場合
- 納付書1枚の納付金額が30万円を超える場合
- 金額が訂正されている場合
- コンビニ納付用のバーコードが印字されていない又は読み取りできない場合

※コンビニで納付された場合は、領収書とレシートを必ず受け取り大切に保管ください。



お問い合わせ先：中津市上下水道お客さまセンター ☎24-1382